

平成 27 年 5 月 19 日
消費者庁取引対策課

**民間競争入札実施事業
「電子商取引モニタリング事業」の実施状況について(案)**

1. 事業の概要

(1) 事業内容

特定商取引を公正にし、及び購入者等が受けことのある損害を防止するため、インターネット等を利用した通信販売(電子メール広告も含む。)における特定商取引法の遵守状況の調査及び執行のための基礎的、かつ、重要な資料作成を行う。

① E-mail広告に係る調査

一般消費者からの情報提供及びモニター機に届いたメール(当該メール内にあるURL先のWebサイトを含む)等について特定商取引法第 11 条(通信販売の広告の表示義務)、第 12 条(通信販売の誇大広告等の禁止)、第 12 条の3・第 12 条の4(オプトイン違反:通信販売の未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止)、第 14 条(通信販売の契約解除に伴う債務不履行等の禁止)、第 15 条の2(通信販売における契約の解除等)、第 35 条(連鎖販売取引の広告の表示義務)、第 36 条(連鎖販売取引の誇大広告等の禁止)、第 53 条(業務提供誘引販売取引の広告の表示義務)及び第 54 条(業務提供誘引販売取引の誇大広告等の禁止)等違反に係る特定商取引法の遵守状況の調査とともに調査結果の報告書の作成等を行う。

② インターネット等における広告等の調査

インターネット通信販売及びテレビ通信販売の運営事業者等、またインターネットオークション等運営事業者が開設しているサイト3業者以上において、特定商取引法第 11 条(通信販売の広告の表示義務)、第 12 条(通信販売の誇大広告等の禁止)、第 12 条の3・第 12 条の4(オプトイン違反:通信販売の未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止)、第 14 条(通信販売の契約解除に伴う債務不履行等の禁止)、第 15 条の2(通信販売における契約の解除等)、第 35 条(連鎖販売取引の広告の表示義務)、第 36 条(連鎖販売取引の誇大広告等の禁止)、第 53 条(業務提供誘引販売取引の広告の表示義務)及び第 54 条(業務提供誘引販売取引の誇大広告等の禁止)等違反に係る特定商取引法の遵守状況の調査を行い、報告書の作成等を行う。

(2) 契約期間

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

(3) 受託事業者

一般財団法人日本産業協会

(4) 受託事業者決定の経緯

「電子商取引モニタリング事業民間競争入札実施要項」に基づき、入札参加者(2者)から提出された企画書について、外部有識者を含む審査委員会により審査した結果、いずれも評価基準を満たしていた。

入札価格については、平成 25 年 2 月 28 日に開札したところ、1者について入札金額が予定価格を上回っていたため、予定価格の範囲内の価格を提示した1者について総合評価を行った。その結果により当該者を落札者とした。

2. 確保すべき質の達成状況及び評価

(1) 確保すべき質の達成状況

本事業では、公共サービスの質を確保するため、実施要項において「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準その他委託業務を実施する者の決定に関する事項」に掲げる体制を整えるとともに、以下の事項を確保することとされている。

(一) E-mail 広告に係る調査

- (i) 海外発(中国等)メール調査:該当するもの全数
- (ii) 国内発(オプトイン)メール調査:年間 60,000 件以上
- (iii) Web サイト調査:年間 100,000 件以上
- (iv) 再送信禁止義務違反調査:該当するもの全数

(二) インターネット等における広告等の調査

- (i) オークション等3事業調査:年間 8,000 件以上

(i) 実施体制

本事業の実施にあたり、受託者は実施要項「委託業務を実施する者を決定するための評価の基準その他委託業務を実施する者の決定に関する事項」における必須項目をすべて満たす体制で臨んだほか、加点項目として設けられた「選定予定の調査員が、過去に消費者保護に関する実務経験を1年間以上有しているか」「選定予定の調査員は、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント又はそれらと同等の資格を有しているか」についての実績は表1のとおりであった。

【表1:調査員に占める有資格者数】

	平成25年度	平成26年度
調査員従事者数(人)	19	16
うち1年以上の実務経験者	14	15
うち消費生活アドバイザー	19	16
うち消費生活専門相談員	3	2
うち消費生活コンサルタント	0	0

(ii) E-mail 広告に係る調査

25 年度及び 26 年度における確保すべき質の達成状況は表2のとおり。

① 海外発(中国等)メール調査

E-mail 広告に係る調査では、端緒として 64 個のモニターアドレス(PC メール 50 個及び携帯メール 14 個)を用意し、受信したメールから抽出した中国発(香港発を含む)のメールを全数調査した。平成 25 年度が 82,350 件、同 26 年度が 132,128 件(メールベース)であった。

② 国内発(オプトイン)メール調査

上記同様、モニターアドレスで受信したメールから抽出した国内発のメールを全数調査した。モニターアドレスを十二分に用意した結果、実施要項における目標値 60,000 件に対し、平成 25 年度が 1,124,021 件、同 26 年度が 2,435,636 件(メールベース)であり、目標値を大幅に上回り、国内発のメールの実態が明らかになった。

③ Web サイト調査

モニターアドレスで受信したメール及び消費者から表示義務違反として情報提供があったメールに含まれる URL を抽出し、着信数の多いものからリンク先のウェブサイトにおける表示を調査した。仕様書における目標値 100,000 件に対し、平成 25 年度が 100,305 件、同 26 年度が 100,394 件(ドメインベース)であり、目標値を上回った。

④ 再送信禁止義務違反調査

消費者から再送信禁止義務違反として情報提供があったメールを全数調査した。平成 25 年度が 7,462 件、同 26 年度が 4,037 件(メールベース)であった。

及び26年度において、上述のとおり確保すべき質を十分に達成したほか、消費者庁による特定商取引法に基づく行政処分や行政指導にまで至った事案に係る調査実績が増加したことなど、事業全体として良好に実施されているものと評価できる。

(2)今後の事業について

平成27年度についても引き続き質の向上に努めるとともに、削減できる経費は削減し、変化する消費環境に対応しつつ、なりすまし通販サイトなどの悪質な事案の調査にリソースを振り向けていく。

また、平成28年度以降については、以下のとおり「市場化テスト終了基準」を満たしており、市場化テストを終了することとした。ただし、終了後も公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて培ってきた、公共サービスの質、入札手続き、応札しやすい実施要項を継続し、消費者庁自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくものとする。

市場化テスト終了基準について、

- ① 事業実施期間中に、受託者が業務改善指示等を受けたり、業務にかかる法令違反行為等がなかったこと。
- ② 消費者庁においては、入札及び契約手続の運用状況等について報告等を行う外部有識者(大学教授、公認会計士等)からなる「消費者庁入札等監視委員会」を設置していること。
- ③ 公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施し、2者が応札したこと。
- ④ 対象公共サービスの確保すべき質に係る達成目標について、目標を達成していること。
- ⑤ 公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施する前の平成24年度に比べ、サービスの質を大幅に下げることなく経費を削減できたこと。

以上